（お知らせ）

平成２３年３月
京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

産業廃棄物収集運搬業許可の取扱いが変わります！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され，平成２３年４月１日から京都市では産業廃棄物収集運搬業許可の取扱いが次のように変わります。

産業廃棄物収集運搬業の許可は京都府知事が行うことになり，府許可で京都市内での収集運搬業が行えるようになります。
ただし，次の場合は，引き続き京都市長が許可を行います。
① 京都市内だけで収集運搬業を行う場合
② 京都市内で「積替え保管」を伴う収集運搬業を行う場合

Q１ 府と市の両方の許可を持っているが，市の許可はどうなるのか。

平成２３年４月１日に市許可が失効し，府許可の効力が市内に及ぶことになります。ただし，経過措置により，府許可の許可品目が市許可より少ないなど，これまでの市許可の範囲内で市内の業を行うことができなくなくなる場合は，市許可が許可期限までの間は有効となります。

この場合，市許可の許可期限までに府の変更許可（品目の追加）を受けていただく必要があります（市許可は府の変更許可を受けた時点で失効します。）。府の変更許可をされないまま市許可の許可期限が到来すれば，その後は，市内の収集運搬も府許可の範囲内で行わなければなりません。

Q２ 許可品目が府許可と市許可とで異なる場合，経過措置の適用期間中，市内で収集運搬をすることができる範囲がどのようになるのか，具体的に教えてほしい。

以下のような取扱いになります。

いずれにしても，市許可の許可期限までに府の変更許可（品目の追加）を受けてください。

		許可品目	収集運搬の範囲
（例１）	府	がれき類	がれき類
	市	金属くず，がれき類	金属くず，がれき類
（例２）	府	がれき類	がれき類
	市	金属くず	金属くず，がれき類
（例３）	府	金属くず，がれき類	金属くず，がれき類
	市	汚泥，金属くず	汚泥，金属くず，がれき類

Ｑ３　市の許可だけ持っているが，今後，府の許可を新たに取得したい。この場合は，市の許可はどうなるのか

府の許可を受けた時点で，市の許可が失効します。

なお，府許可と市許可で許可品目が異なる場合は，Q1 及び Q2 のように経過措置が適用されることがあります。

Ｑ４　積替え保管を含む市許可と積替え保管を含まない府の許可を持っているが，今回の制度改正に伴い許可の取扱いは変わらないのか。

市許可が積替え保管を含むものである場合については，これまでどおり市が許可を行いますので，府許可の内容が市許可に影響することはありません。

なお，府が平成２３年４月１日以後に発行する許可証には，市における積替え許可の有無が記載されることになります。